

令和7年度旭川市妊産婦グリーンケア事業実施業務に係る事業者について、次のとおり募集します。

令和7年8月12日

旭川市長 今 津 寛 介

1 契約担当部局

〒070-8525 旭川市1条通8丁目187番地の1

子育て支援部おやこ応援課子育てサービス係

電 話 0166-26-2395

FAX 0166-26-0506

e-mail oyakooouen@city.asahikawa.hokkaido.jp

2 業務の概要

(1) 業務名 令和7年度旭川市妊産婦等グリーンケア事業実施業務

(2) 委託期間 契約締結日から令和8年3月31日

(3) 業務概要

別に定める旭川市妊産婦等グリーンケア事業実施要綱及び旭川市妊産婦等グリーンケア事業実施業務仕様書の定める業務を実施するものとする。

本件は、令和7年度旭川市妊産婦等グリーンケア事業実施業務に係る事業者を募集するものであり、当該事業者に応募した者のうち、3の応募資格要件を満たす全ての者を受託予定者として決定し、委託契約（単価契約）を締結する。

3 応募資格要件

応募者は、次の全ての要件を満たしていること。

(1) 次の全てに該当する者であり、関係法令等を遵守し、旭川市妊産婦等グリーンケア事業実施要綱及び旭川市妊産婦等グリーンケア事業実施業務仕様書に従い業務を履行できること。

① 令和7年度旭川市産後ケア事業実施業務（訪問型）を受託し、適切に業務を履行していること。

② 旭川市妊産婦等グリーンケア事業実施要綱別表第1に定める基準を満たす者。

(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。

(3) 応募の日において、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなさ

れている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定を、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

（５）応募の日において、市町村民税を滞納していない者であること。

（６）当該事業に従事する職員が、周産期のグリーフケアに係る講習の受講等により、流産・死産等で子どもを亡くした方に適切な精神的・身体的な支援が可能であると認められる者であること。

４ 応募申請書類の交付期間及び方法

（１）交付期間

令和７年８月１２日（火）から令和８年２月１０日（火）まで

（２）交付方法

１の場所で交付するほか、旭川市ホームページからのダウンロードにより交付する。
ホームページ

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/10013/10015/d082259.html>

５ 応募手続き等

（１）応募申請書の提出

ア 提出期限 令和７年８月２６日（火）午後５時（令和７年９月１日開始の場合）
※上記期限以降も令和８年２月１０日（火）まで公募する。

イ 提出場所 １に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送による。

（２）提出書類

ア 旭川市産後ケア事業実施事業者申請書（様式第１号）

イ 事業者概要（様式第２号）

ウ 旭川市産後ケア事業の実施基本計画書（様式第３号）

エ 従事（予定）職員一覧

※従事者の資格者証明書の写し及び受講証明書等を添付すること。

（３）その他

提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

６ 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

（１）応募資格要件を満たしていない場合。

（２）提出書類に虚偽の記載があった場合。

（３）提出期日、提出場所、提出方法、注意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合。

（４）審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合。

7 受託予定者の決定

提出書類により応募資格要件の確認を行い、応募資格要件を満たす全ての者を受託予定者として決定する。

8 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

7における受託予定者と随意契約の方法により契約を締結する。

(2) 契約保証金

要しない。

(3) 契約書作成の要否

要する。

(4) 支払条件

毎月の事業実績に基づき後払いとする。